

東京都立小山台高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成28年4月1日

令和2年4月1日 改正

校長 決定

1. いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (2) いじめは、どの学校のどの生徒にも、起こり得るものである。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、教職員の生徒指導のあり方や人権に対する意識が問われる問題である。
- (5) いじめは、学校、家庭、地域等の関係者が連携し、一体となって取り組む問題である。

2. 学校及び教職員の責務

- (1) すべての生徒が、いじめのない、安心して学習活動や特別活動等に取り組める環境をつくる。
- (2) 保護者、地域、関連機関との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組む。
- (3) いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

3. いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止、早期発見及び発生時の対処を実効的かつ組織的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

学校いじめ対策委員会は、いじめの問題を組織的に取り組む中核として、以下の内容を所掌する。

- ① いじめの防止等に関する取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ② いじめの相談、通報の窓口に関すること
- ③ いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有に関すること。
- ④ その他、いじめ防止等に関すること。

ウ 会議

委員会は常設の機関とし、生徒部・各学年担任との連携も図りながら、適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、保健主任、庶務・広報部主任、第1学年主任、第2学年主任、第3学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会を支援していじめ問題への対応の充実を図るとともに、学校・保護者・地域・関係機関が連携・協力して生徒の健全育成を図る体制を確立するために、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

学校サポートチームは、学校いじめ対策委員会に対して専門的知見を持って助言・支援するための組織であり、以下の内容を所掌する。

- ① 生徒の問題行動の未然防止を徹底する。
- ② 生徒の問題行動に対して、効果的な対応を検討する。
- ③ 学校、保護者、地域住民、関係機関が連携・協力できるサポート体制を確立する。
- ④ いじめ問題への対応を、迅速かつ適切に実践できるよう支援する。

ウ 会議

原則として年間に2回開催する。また、学校いじめ対策委員会の要請があったときに開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、保健主任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA代表、警察関係者

4. 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめ防止教育プログラム」を活用した生徒指導（年3回）
- イ 担任による年2回以上の生徒面談の計画・実施
- ウ スクールカウンセラーによる1年次生全員面接の計画・実施

(2) 早期発見のための取組

- ア 担任による年2回以上の生徒面談の計画・実施
- イ スクールカウンセラーによる1年次生全員面接の計画・実施
- ウ 拡大学年会（年3回）等による生徒情報の共有
- エ 年3回の「ふれあい月間」取組による生徒状況把握
- オ 学校非公式サイト等のネットパトロール

(3) 早期対応のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会を核として、教職員間が情報共有をする。
- イ 被害を受けた生徒に対して、担任をはじめとする、教職員・スクールカウンセラー等によるケアを行う。
- ウ 被害を受けた生徒及びいじめを伝えた生徒に対して、保護者と連携して、安全を確保する。
- エ 加害生徒の特定をしていじめをやめさせる。
- オ 担任（学年担任団）が中心となり、スクールカウンセラーや学校サポートチームと連携した再発防止指導を組織的、継続的に行う。また、保護者への助言を行い、協力を得る。
- カ 中部学校経営支援センターへ報告をし、情報の共有を図るとともに支援を受ける。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害を受けた生徒に対するケアを複数教員(担任、学年担当、生活指導部担当等)で連携して行う。毎日、管理職を交えての情報共有を行うとともに、保護者とも連絡をとって情報共有を行う。
- イ スクールカウンセラーを積極的に活用し、被害生徒同様に保護者のケアも含めて情報共有を徹底する。
- ウ いじめが原因での不登校生徒に対して緊急避難措置を講ずる。
- エ 被害生徒に対する暴行や金銭強要等の犯罪行為が疑われる場合は、警察への相談等を行い、協力を得る。
- オ 加害生徒に対しては適切な懲戒を実施する。必要に応じて、スクールカウンセラー等のケアを行う。また、保護者に対してもスクールカウンセラー等の活用を通じて支援を行う。
- カ 必要に応じて、児童相談所、医療機関、東京都教育相談センター内の「いじめ等の問題解決支援チーム」等と連携をする。
- キ いじめ対策緊急保護者会開催を検討する。

5. 教職員研修計画

- (1) 生徒理解に関する研修（4月）
- (2) いじめに関する事例研究（10月）
- (3) いじめの未然防止及び早期発見について（2月）

6. 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会での啓発活動（「ストップいじめ」の視聴等）
- (2) スクールカウンセラーを活用した保護者相談

7. 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域からの情報提供を有効活用し、正確な情報収集と確実な初期対応を行う。
- (2) 日ごろから荏原警察署スクールサポーターとの連携を行う。

8. 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートに、いじめ防止に関する項目を設定する。
- (2) 学校評価アンケートの実施結果に基づき意見聴取及び分析を行う。
- (3) 学校経営計画への反映を行う。